

池田町いじめ防止基本方針

平成 27 年 2 月

池田町・池田町教育委員会

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 策定の目的

いじめの問題は、自他ともに尊重し、心身ともに安心・安全な人間関係をいかに築けるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。当町におけるいじめの根絶に向けて、家庭、学校、地域、町その他関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を進めるため、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、且つ県の「いじめ防止等のための基本的な方針」を参酌し、対策の基本的な方針を示すものとして「池田町いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本理念

町基本方針は、以下の理念に基づき行う。

- (1) 町全体でいじめを許さない、見逃さない風土を作る。
- (2) 児童生徒一人ひとりの自尊感情を高め、他者を思いやる真の優しさを持つと共に、困難に立ち向かい、乗り越える力を持てるよう育む。

II 具体策

1 いじめ問題対策連絡協議会

町では、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、「学校活性化委員会」が「いじめ問題対策連絡協議会」を兼ね、必要に応じて心理や福祉に関する専門的な知識を有する者等の参画を図りながら、次のような事項について協議する。

- 学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況の把握
- 関係機関・関係団体等によるいじめ防止等の取組の共通理解
- 学校のいじめ防止等の取組への提言や評価
- 新たな知見や見解に基づく予防教育のあり方

2 未然防止の取組

(1) 学校の教育活動充実のための支援

人権教育や道徳教育、体験活動等が充実して行われると共に、児童生徒が自主的にいじめ防止等に取り組めるよう支援する。

(2) CAPワークショップ（アメリカで開発された人権教育プログラム）

毎年同学年に児童生徒・保護者・教師が共に学ぶワークショップを行う。児童生徒は自己の権利を自覚し、他者の権利の大切さに気づくと共に、権利が侵害されそうな時はどうすれば良いかを学ぶ。大人は、その権利を侵害せず、児童生徒が自己肯定感を持てるよう対応方法を学ぶ。

(3) セカンドステップ（“キレイな子ども”を育てるアメリカで開発された教育プログラム）

小学1年生対象に、衝撃的な行動を和らげて社会への適応力を高めて社会生活を円滑に送れるよう、年数回ワークショップを行う。

(4) ソーシャルスキルトレーニング

人とのかかわりが苦手なために学校などの集団の場で生活しにくさを抱えている小学生10数名対象に、グループに分け数回トレーニングを行う。人との気持ち良いやり取りや、共に活動するための大切な力を養う。

(5) インターネット対策

児童生徒、保護者共にインターネットによる被害（人権侵害）の大きさ、怖さを知り、安全で有効な利用の仕方を学ぶ。保護者に、児童生徒が家庭で適正な利用が出来るよう指導を促す。

(6) スクールカウンセラー活用

児童生徒、保護者共に積極的な活用を図り、自分の思いや考えを伝える大切さを学ぶと共に、いじめの可能性のある事象を発見し対応する。

3 早期発見、対応

(1) QU検査

学校のアンケート調査により学級集団の状態や子ども一人ひとりの意欲・満足度を把握すると共に、いじめを受けやすい児童・生徒や、いじめを受けている可能性の高い児童・生徒を発見し、早期対応につなげる。

(2) 情報収集

地域や家庭からの情報収集や学校からの定期的な報告等から、いじめの実態を把握し、学校活性化委員会で対策を検証する。

4 学校の取組

いじめ防止基本方針を策定し、対策のための組織を設置すると共に、関係機関等と連携して全職員の共通理解の下対策に取り組む。

5 学校、家庭、地域、関係機関が連携した取組

各機関が連携して子どもたちが安心して生活ができる環境を整える。

(1) あいさつ運動

学校活性化委員会を中心に、各機関が連携して行う。児童生徒、地域との愛着形成をはかる。

(2) 学校支援ボランティア

開かれた学校づくりを行うと共に、交流を通して児童生徒が地域に親しみを持ち、温かな環境の中で毎日を送れるようはかる。

6 重大事態への対応

(1) 発生時

学校は速やかに 町及び県教育委員会へ報告する。町教育委員会は町長へ報告する。町長は議会へ報告する。

特に当事者はもちろん周囲の児童生徒が、学習その他の活動を安心して行えるよう環境を整備し、スクールカウンセラー等による心のケアに努める。また健全な人間関係を育むことができるよう関係機関が連携して支援する。

(2) 調査

町教育委員会が調査の主体となり、いじめ問題調査委員会を設置する。委員には学校活性化委員の他に弁護士や心理・福祉の専門知識及び経験を有する者を加えて依頼し、公平性、中立性、客観性を確保する。

調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することとする。

(3) 調査結果の提供及び報告

① 情報提供

町教育委員会及び学校は、調査結果を受け当事者の児童生徒及び保護者へ適時・適切な方法で説明する。

② 報告

結果を発生時と同様に報告する。

(4) 調査結果を踏まえた措置

専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援する。

(5) 町長による対応

① 再調査

調査結果を受け、必要があると認めたときは、附属機関を設ける等の方法で再調査を行う。

② 再調査結果を踏まえた措置

調査結果時と同様に情報提供、報告をする。

当該事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずる。